

仙台市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

(令和4年3月29日 健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度障害者等に対して通勤や職場等における支援を実施することにより、その就労機会の拡大や社会参加の促進を目的として行う仙台市重度障害者等就労支援特別事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の位置付け)

第2条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業として実施するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度障害者等 居住地が本市の区域内にある者であって、かつ法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護若しくは同条第5項に規定する行動援護（以下「重度訪問介護等」という。）の支給決定を受けている者をいう。
- (2) 重度訪問介護等事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者のうち、重度訪問介護等のサービスを現に対象者に提供している事業者をいう。
- (3) 就労支援サービス 民間企業（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項にある助成金の対象となる事業主をいう。ただし法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型を行う事業所を除く。以下同じ。）が重度障害者等を雇用するにあたり、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号に規定する障害者介助等助成金または第5号に規定する重度障害者等通勤対策助成金（以下、「助成金」という。）を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等（民間企業に雇用される者（以下、「被雇用者」という。）及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者をいう。）として就労する場合において必要となる通勤や職場等における支援であって、前号に規定する重度訪問介護等事業者が提供するものをいう。
- (4) 就労支援員 重度訪問介護等事業者に所属する重度訪問介護従業者、同行援護従業者若しくは行動援護従業者であって、前号に規定する就労支援サービスを行う者をいう。
- (5) 支援計画書 重度障害者等の通勤や職場等における支援にあたって、支援対象範囲を明確にし、必要な支援を取りまとめたものをいう。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、重度障害者等であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被雇用者のうち、助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上の者（1週間の所定労働時間が10時間未満の者であって、当該年度末までに当該対象者の勤務する民間企業がこれを10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できる者を含む。）
- (2) 自営業者等であって、当該自営業等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると本市が認めた者のうち、自営業等に従事する時間が1週間のうち10時間以上の者（事業の内容）

第5条 就労支援サービスの範囲は、通勤や職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。）とする。ただし、被雇用者の場合は、助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分（時間）とする。

- 2 就労支援サービスのうち、職場等における支援の支給量は、1日あたり8時間かつ1週間あたり40時間の範囲内で市長が決定する。
- 3 就労支援サービスのうち、通勤における支援の支給量には上限を設けないが、本市の予算の範囲内で支援を実施するものとし、通勤には原則として公共交通機関を利用するものとする。（利用申請）

第6条 本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、事前に「仙台市重度障害者等就労支援特別事業利用（変更）申請書（様式第1号）」に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証（法第22条第8項に規定するものをいう。）の写し
 - (2) 支援計画書（様式第2号）（ただし、被雇用者が申請する場合は、事前に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出し、その確認を受けたものに限る。）
 - (3) 雇用されていることを証する書類の写し（被雇用者が申請する場合に限る。）
 - (4) 自営業者等であることを証する書類の写し（自営業者等が申請する場合に限る。）
- （利用決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、この事業の対象要件に該当するか否かの確認を行い、利用決定を行ったときは、「仙台市重度障害者等就労支援特別事業利用決定通知書（様式第3号）（以下「利用決定通知書」という。）」により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、利用決定を行わないこととしたときは、「仙台市重度障害者等就労支援特別事業利用申請却下決定通知書（様式第4号）」により申請者に通知するものとする。
- 3 利用有効期間は、第1項の利用決定年月日から直近の3月末日までとする。

(利用決定の変更)

第8条 前条において利用決定を受けた者（以下「利用決定者」という。）の決定の内容に変更があるときには、第6条の手続きを準用するものとする。

(利用決定の取り消し)

第9条 市長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 本事業の利用を辞退したとき
- (3) 第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき
- (4) 偽りその他不正の申請により利用決定を受けたとき
- (5) その他市長が不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定に基づき利用決定の取り消しを行ったときは、「仙台市重度障害者等就労支援特別事業利用決定取消通知書（様式第5号）」により利用決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により利用決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関しすでに本事業にかかる費用が支払われているときは、重度訪問介護等事業者に対し、期限を定めて、その全部または一部の返還を命ずるものとする。

(利用契約)

第10条 利用決定者は、本事業を利用しようとするときは、利用決定通知書を重度訪問介護等事業者に提示し、当該事業者と利用契約を締結するものとする。

(事業に要する費用)

第11条 本事業に要する費用（以下「事業費」という。）は別表第1に定める所定単位数に地域単価（就労支援サービスを提供する事業所の所在地につき「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号。以下「厚生労働省告示」という。）」第2号の表を適用した場合における地域区分に応じ、厚生労働省告示第1号の表に掲げる重度訪問介護・同行援護・行動援護のうち、提供する就労支援サービスの種類と同種のサービスにかかる割合）を乗じて算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、市長は、その事業費について就労支援サービス給付費（以下「給付費」という。）を支給する。

2 給付費の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。なお別表第2に規定する利用者負担額については、重度訪問介護等を含む他の事業の利用者負担額との間で上限管理をしないものとする。

- (1) 別表第1に規定する事業費の額
- (2) 別表第2に規定する区分に応じた利用者負担上限月額（当該額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

3 市長は、災害その他の特別の事情により、利用決定者が就労支援サービスに要する費用を負担することが困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、仙台市移動支援事業等利

用助成事業の実施に関する要綱（平成18年9月29日健康福祉局長決裁）第11条の規定を準用して取り扱うものとする。

（請求及び支払い）

第12条 利用決定者は、重度訪問介護等事業者から就労支援サービスの提供を受けたときは、様式第1号に基づき当該事業者に給付費の請求及び受領の権限を委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた重度訪問介護等事業者は、当該利用決定者が就労支援サービスを利用した日の属する月の翌月10日までに、「仙台市重度障害者等就労支援特別事業給付費請求書（様式第6号）」に、「仙台市重度障害者等就労支援特別事業給付費明細書（様式第7号）」及び「仙台市重度障害者等就労支援特別事業サービス提供実績記録票（様式第8号）」を添付して、給付費を市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求のあった月の翌々月の末日までに給付費を支払うものとする。

4 重度訪問介護等事業者が前項の支払いを受けた場合は、利用決定者に対して、給付費として受領した旨およびその額を通知するものとする。

5 重度訪問介護等事業者は、利用決定者から利用者負担額の支払いを受けた場合は、当該利用決定者に対して領収証を交付するものとする。

（費用の返還）

第13条 市長は、重度訪問介護等事業者が虚偽その他の不正な手段により第11条に規定する給付費の支払いを受けた場合は、当該事業者から給付費の全部または一部を徴収するものとする。

（事業者の遵守事項）

第14条 重度訪問介護等事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

1 利用決定者が、通勤や職場等における業務を円滑に遂行できるよう、就労支援員を派遣し、就労支援サービスを適切かつ効果的に行うこと。

2 就労支援サービスの提供時には、就労支援員はその身分を示す証明書を携行し、利用決定者若しくは利用決定者の勤務先等から提示を求められたときは、これを提示すること。

3 就労支援員は、事業の実施にかかる記録等を整備し、当該事業実施日から5年間保存すること。

4 就労支援サービスを実施している際に事故等が発生した場合は、利用決定者の家族、利用決定者の勤務先等及び市長に遅滞なく報告及び連絡するとともに、必要な措置を講じること。

5 業務上知り得た利用決定者の個人情報の保護に十分留意すること。

（報告等）

第15条 市長は、事業の実施に関して必要と認められるときは、重度訪問介護等事業者に対して事業にかかる報告及び書類の提示を命じ、または当該事業者に立ち入り、就労支援員に対して必要な調査を行うことができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則（実施期日）

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和5年1月24日改正）

この要綱は、令和5年2月1日から実施する。

別表第1（第11条関係）

1 重度訪問介護の支給決定を受けている者

基本部分	2人の 就労支援員 による場合
------	-----------------------

(1) 1時間未満	185 単位	×200/100
(2) 1時間以上1時間30分未満	275 単位	
(3) 1時間30分以上2時間未満	367 単位	
(4) 2時間以上2時間30分未満	458 単位	
(5) 2時間30分以上3時間未満	550 単位	
(6) 3時間以上3時間30分未満	640 単位	
(7) 3時間30分以上4時間未満	732 単位	
(8) 4時間以上8時間未満	817 単位に 30 分を増すごとに+85 単位	
(9) 8時間以上12時間未満	1,497 単位に 30 分を増すごとに+85 単位	
(10) 12時間以上16時間未満	2,172 単位に 30 分を増すごとに+80 単位	
(11) 16時間以上20時間未満	2,818 単位に 30 分を増すごとに+86 単位	
(12) 20時間以上24時間未満	3,500 単位に 30 分を増すごとに+80 単位	

「2人の就労支援員による場合」の報酬は、2人の就労支援員による就労支援が必要と市長に認められた者にサービスを提供した場合に限り、算定可とする。

喀痰吸引等支援体制加算	1人1日あたり 100 単位を加算
-------------	-------------------

「喀痰吸引等支援体制加算」は、就労支援サービス中に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和60年法律第30号）第2条第2項に規定する喀痰吸引等を行った場合に算定可とする。なお、就労支援サービスを行う事業所が指定重度訪問介護事業所として特定事業所加算の取得にかかる届出を行っている場合であっても、本事業における喀痰吸引等支援体制加算は算定可能とする。

移動介護加算	(1) 1時間未満	(100 単位を加算)
	(2) 1時間以上1時間30分未満	(125 単位を加算)
	(3) 1時間30分以上2時間未満	(150 単位を加算)
	(4) 2時間以上2時間30分未満	(175 単位を加算)
	(5) 2時間30分以上3時間未満	(200 単位を加算)
	(6) 3時間以上	(250 単位を加算)

移動介護加算は、通勤・退勤時の付き添いや出張等の外出等のために移動を伴う介助を行った際に、その所要時間に応じた単位数を算定可とする。

福祉・介護職員処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×200/1,000)
	(2) 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×146/1,000)
	(3) 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×81/1,000)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×70/1000)
	(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×55/1000)

福祉・介護職員処遇改善加算および福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、就労支援サービスを提供する事業所が、指定重度訪問介護事業所として当該加算の取得にかかる届け出を行っている場合のみ、当該届け出上の算定期間および区分に応じた単位数を算定可とする。なお、それぞれの算定に用いる「所定単位」とは、当該利用者への就労支援サービス提供にかかる単位数の合計のうち福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く部分を指す。

2 同行援護の支給決定を受けている者

基本部分	2人の 就労支援員に よる場合
------	-----------------------

(1) 30分未満	190 単位	×200/100
(2) 30分以上1時間未満	300 単位	
(3) 1時間以上1時間30分未満	433 単位	
(4) 1時間30分以上2時間未満	498 単位	
(5) 2時間以上2時間30分未満	563 単位	
(6) 2時間30分以上3時間未満	628 単位	
(7) 3時間以上	693 単位に 30分を増すごとに+65 単位	

「2人の就労支援員による場合」の報酬は、2人の就労支援員による就労支援が必要と市長に認められた者にサービスを提供した場合に限り、算定可とする。

福祉・介護職員処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×274/1,000)
	(2) 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×200/1,000)
	(3) 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×111/1,000)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×70/1,000)
	(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×55/1,000)

福祉・介護職員処遇改善加算および福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、就労支援サービスを提供する事業所が、指定同行援護事業所として当該加算の取得にかかる届け出を行っている場合のみ、当該届け出上の算定期間および区分に応じた単位数を算定可とする。なお、それぞれの算定に用いる「所定単位」とは、当該利用者への就労支援サービス提供にかかる単位数の合計のうち福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く部分を指す。

3 行動援護の支給決定を受けている者

基本部分	2人の就労支援 員による場合
(1) 30分未満	258 単位
(2) 30分以上1時間未満	407 単位
(3) 1時間以上1時間30分未満	592 単位
(4) 1時間30分以上2時間未満	741 単位
(5) 2時間以上2時間30分未満	891 単位
(6) 2時間30分以上3時間未満	1,040 単位
(7) 3時間以上3時間30分未満	1,191 単位
(8) 3時間30分以上4時間未満	1,340 単位
(9) 4時間以上4時間30分未満	1,491 単位
(10) 4時間30分以上5時間未満	1,641 単位
(11) 5時間以上5時間30分未満	1,791 単位
(12) 5時間30分以上6時間未満	1,940 単位
(13) 6時間以上6時間30分未満	2,091 単位
(14) 6時間30分以上7時間未満	2,240 単位
(15) 7時間以上7時間30分未満	2,391 単位
(16) 7時間30分以上	2,540 単位

×200/100

「2人の就労支援員による場合」の報酬は、2人の就労支援員による就労支援が必要と市長に認められた者にサービスを提供した場合に限り、算定可とする。

福祉・介護職員処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×239/1,000)
	(2) 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×175/1,000)
	(3) 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×97/1,000)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×70/1,000)
	(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×55/1,000)

福祉・介護職員処遇改善加算および福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、就労支援サービスを提供する事業所が、指定行動援護事業所として当該加算の取得にかかる届け出を行っている場合のみ、当該届け出上の算定期間および区分に応じた単位数を算定可とする。なお、それぞれの算定に用いる「所定単位」とは、当該利用者への就労支援サービス提供にかかる単位数の合計のうち福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く部分を指す。

別表第2 (第11条関係)

区分	世帯の収入状況	利用者負担上限月額	世帯の範囲
生活保護	生活保護受給世帯（サービスのあった月において、被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）である場合における利用決定者）	0円	利用決定者及び当該利用決定者と同一の世帯に属する者
低所得	市民税非課税世帯（サービスのあった月の属する年度（サービスのあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（当該市民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除き、仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第11条第1項の規定により市税を免除された者を含む。）である場合における利用決定者）	0円	利用決定者及び当該利用決定者と同一の世帯に属する者（障害者にあつては、その配偶者に限る。）
一般	市民税課税世帯	37,200円	